

第 1 回 新得町地域公共交通活性化協議会議案

と き 平成 2 4 年 2 月 1 7 日 (金) 1 5 : 0 0 ~

と ころ 新得町役場 3 階 大会議室

会議次第

1 開 会

2 委員の紹介

3 「新得町地域公共交通活性化協議会規約」等の決定について . . . 1

4 役員の選任

会 長 : _____

副 会 長 : _____ .

監 事 : _____ .

5 会長あいさつ

6 報告事項

(1) 地域公共交通活性化協議会設置の目的と役割 9

(2) 新得町における公共交通の現状 1 0

7 議 題

(1) 地域公共交通確保維持改善事業について 1 1

(2) 平成 2 4 年度の取り組み事項について 1 3

(3) 新得町地域公共交通活性化協議会予算 (案) について 1 4

8 その他

9 閉 会

(仮称) 新得町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

	分野	所属団体名等	役職	氏名	備考
1	計画策定	新得町	副町長	田 中 透 嗣	
2	道路管理者	帯広開発建設部道路計画課	課長	近 藤 勝 俊	(代理) 上席道路計画専門官 滝ヶ平 正美
3		十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	所長	佐 藤 昌 行	
4	公共交通事業者	北海道拓殖バス株式会社	営業課長	小 森 明 仁	(代理) 総括部長 中 木 基 博
5		新得ハイヤー有限会社	社長	石 畑 政 俊	
6		株式会社新交通	代表取締役	吉 尾 正 一	(代理) 運行管理者 深 川 信 雄
7		北海道旅客鉄道株式会社新得駅	駅長	鈴 木 敏 和	
8		北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	副議長	辺 見 登	
9	利用者代表	新得町商工会	会長	児 玉 浩 己	(代理) 事務局長 粥 川 貢
10		屈足商工振興協議会	会長	竹 浦 隆	(欠席)
11		新得町観光協会	会長	若 原 敏 勝	
12		新得町PTA連合会	会長	堀 籠 光 雄	
13		社会福祉法人 新得町社会福祉協議会	会長	古 川 盛	
14		新得町女性団体連絡協議会	会長	中 井 由 利 子	
15		新得市街地区連合町内会	会長	浦 山 壽	
16		屈足市街地区連合町内会	会長	藤 井 友 幸	
17		すこやかクラブ	会長	八 幡 文 雄	
18		報徳クラブ	会長	菅 野 益 二 郎	
19		株式会社福原 新得店	店長	目 黒 忠 彰	
20		株式会社福原 屈足店	店長	伊 東 俊 信	
21		けいら整形外科医院	総務課長	福 木 琢 也	
22		新得診療所		青 柳 浩	
23		サホロクリニック	事務長	若 林 尚	
24	運輸局	北海道運輸局 帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	藤 田 雅 博	
25	警察	新得警察署	交通課長	栗 山 文 雄	
26	北海道	十勝総合振興局地域政策部地域政策課	課長	吉 田 健 二	(代理) 地域政策課 主査 仁平 壽 枝
	事務局長	新得町地域戦略室	室長	佐 藤 博 行	
	事務局員	新得町地域戦略室地域戦略係	係長	加 賀 谷 敬	
			主事	永 田 智 子	
			主事	石 上 陽 基	

新得町地域公共交通活性化協議会規約（案）

（目的）

第1条 新得町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の素案作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行なうため設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、上川郡新得町3条南4丁目26番地新得町役場内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）連携計画の素案作成の協議に関すること
- （2）連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- （3）連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- （4）前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

（委員）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とする。

（役員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1人
 - （2）副会長 2人
 - （3）監事 2人
- 2 会長は、新得町副町長をもって充てる。
 - 3 副会長及び監事は、会長が指名するものをもって充てる。

（役員の仕事）

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長不在のとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計監査を行い、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の決議方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。
- 6 会議は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は、新得町のホームページ等を利用して公表する。
- 7 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
- 8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、新得町地域戦略室に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成24年2月17日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	団体	委員
計画を策定する町	新得町	副町長及び副町長が指名する者
道路管理者	帯広開発建設部	帯広開発建設部長が指名する者
	十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	鹿追出張所長及び所長が指名する者
公共交通事業者	北海道拓殖バス株式会社	代表及び代表が指名する者
	新得ハイヤー有限会社	
	株式会社新交通	
	北海道旅客鉄道株式会社新得駅	
	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	
住民・利用者代表	新得町商工会	代表及び代表が指名する者
	屈足商工振興協議会	
	新得町観光協会	
	新得町PTA連合会	
	社会福祉法人 新得町社会福祉協議会	
	新得町女性団体連絡協議会	
	新得市街地区連合町内会	
	屈足市街地区連合町内会	
	すこやかクラブ	
	報徳クラブ	
	株式会社福原 新得店	
株式会社福原 屈足店		
医療機関	けいら整形外科医院	
	新得診療所	
	サホロクリニック	
運輸局	北海道運輸局 帯広運輸支局	帯広運輸支局長が指名する者
警察署	新得警察署	新得警察署長が指名する者
北海道	北海道十勝総合振興局	十勝総合振興局長が指名する者

新得町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（目的）

第1条 新得町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第9条第4項の規定に基づき、新得町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関する事項
- （2）協議会の資料作成に関する事項
- （3）協議会の庶務に関する事項
- （4）その他協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長及び事務局員は、新得町の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- （1）事務局の運営に関する事
- （2）物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事
- （3）物品及び現金の出納に関する事
- （4）その他軽易な事項に関する事

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、新得町において定められている文書の取扱いの例によるものとする。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、新得町において定められている公印の取扱いの例によるものとする。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年2月17日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
新得町 地域公 共交通 活性化 協議会 会長印		古印体	18×18	会長名 をもつ て発す る文書	1	事務局長

新得町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、新得町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、新得町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、新得町の負担金、他の団体等の補助金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業にかかる経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

（予算区分）

第4条 歳入、歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

（予算の流用等）

第5条 会長は支出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第7条 会長は、事務局員に出納員を命じ、会計事務を命ずることができる。

2 協議会出納員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続について適正に処理しなければならない。

(予算の執行)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、新得町の例により出納員が行う。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第6条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年2月17日から施行する。

別表 (第4条関係)

歳入予算の款、項、目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

歳出予算の款、項、目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

1 地域公共交通活性化協議会設置の目的と役割

(1) 目的

- ① 「(仮称)新得町地域公共交通総合連携計画」素案を作成する。
- ② 町民(利用者、関係団体)、交通事業者、関係機関、町がそれぞれの立場から町の生活に必要な移動手段の確保など、新得町の公共交通の活性化のための方策を検討する。
- ③ 連携計画に位置づけされた事業を実施する。

(2) 役割

- ① 新得町内における公共交通に関する課題を発見する。
- ② 新得町内における公共交通に関する課題を解決する方策(事業)を検討する。
- ③ 公共交通の活性化につなげるための方策(事業)を検討する。

【地域公共交通総合連携計画を策定した先進地の事例】 [芽室町]

芽室町では、策定した地域公共交通総合連携計画に基づき、JR芽室駅を中心に、住宅地、商店街、スーパー、医療機関、公共施設を経由する循環型のコミュニティバスを平成23年11月1日から運行している。町民からバスの愛称を募集し、「じゃがバス」という親しみのあるネーミングがつけられ、特に高齢者の方が進んで利用しており、バスの中が井戸端会議の場のような役割を果たし、町民に定着しつつある。

成功している理由としては下記のような点があげられる。

- ・特に高齢者のコミュニティバスに対する意識が高く、進んで利用している。また様々な地域を広域で循環しているため、目的地まで時間がかかるが、乗っていればそのうち着くという感覚で乗る人が多い。
- ・町内会でバス停の除雪や管理を行い、利用しやすい環境を作っている。
- ・コミュニティバス利用者に対して、商工会と連携し、各商店で使えるクーポンを配布するなど利用促進を図っている。
- ・医療機関の入り口近くにバス停を設置するなど、利便性の向上を図っている。

【コミュニティバス】

高齢者や身体障害者等が公共施設・医療機関・商店・スーパーに行きやすくなるなど、地域住民の交通の利便性向上を目的として、コミュニティ(地域住民、商店、医療機関、交通事業者、その他関係機関等)が一体となって協力し、維持する交通である。

コミュニティバス運行を継続的なものとするためには、地域住民が進んでコミュニティバスを利用したり、バス停の管理などを行ったり、近隣にバス停が設置される関係機関が利用促進・運行維持のために協力しあう事が必要となる。コミュニティバスの利用料金の一般的な例としては、一律100円、200円などと低価格になるケースが多くあり、地域内の交通量が増加し、経済効果も期待することができる。

2 新得町における交通の現状

(1) 鉄道

- ① J R石勝線、根室線を走行する列車が停車する新得駅が所在。
- ② 上り 普通 14本/日、特急 12本/日 ・ 下り 普通 14本/日、特急 12本/日

(2) 路線バス

北海道拓殖バス

- ・ 新帯線 <平日> (南新得→帯広駅前) 4本、(帯広駅前→南新得) 4本
<土日> (南新得→帯広駅前) 2本、(帯広駅前→南新得) 1本
- ・ 屈足線 <学校休校日運休> (南新得→くったり温泉) 2本
<学校休校日運休> (くったり温泉→南新得) 2本
- ・ 学校部活線 <学校休校日運休> (新得高校前→屈足22号) 1本
- ・ 通院線 <火曜、金曜のみ> (南新得→屈足22号) 1本

(3) タクシー

株式会社新交通、新得ハイヤー有限会社の2社がある。

(4) 町有バス

3台のバスを保有しており、学校行事(小中高)、町民大学、少年団、患者輸送、町の各種行事の時に利用している。

(5) スクールバス

登校時(農村部→市街)と下校時(市街→農村部)に運行している。

(6) その他

- ① 町内の医療機関が独自にバス等により送迎を行っている。
- ② 町内の温泉施設が独自にバス等により送迎を行っている。
- ③ 身体障がい者等の交通支援として、重度身体障がい者交通費助成事業、外出支援サービス事業などを行っている。

1 地域公共交通確保維持改善事業について

(1) 地域公共交通確保維持改善事業

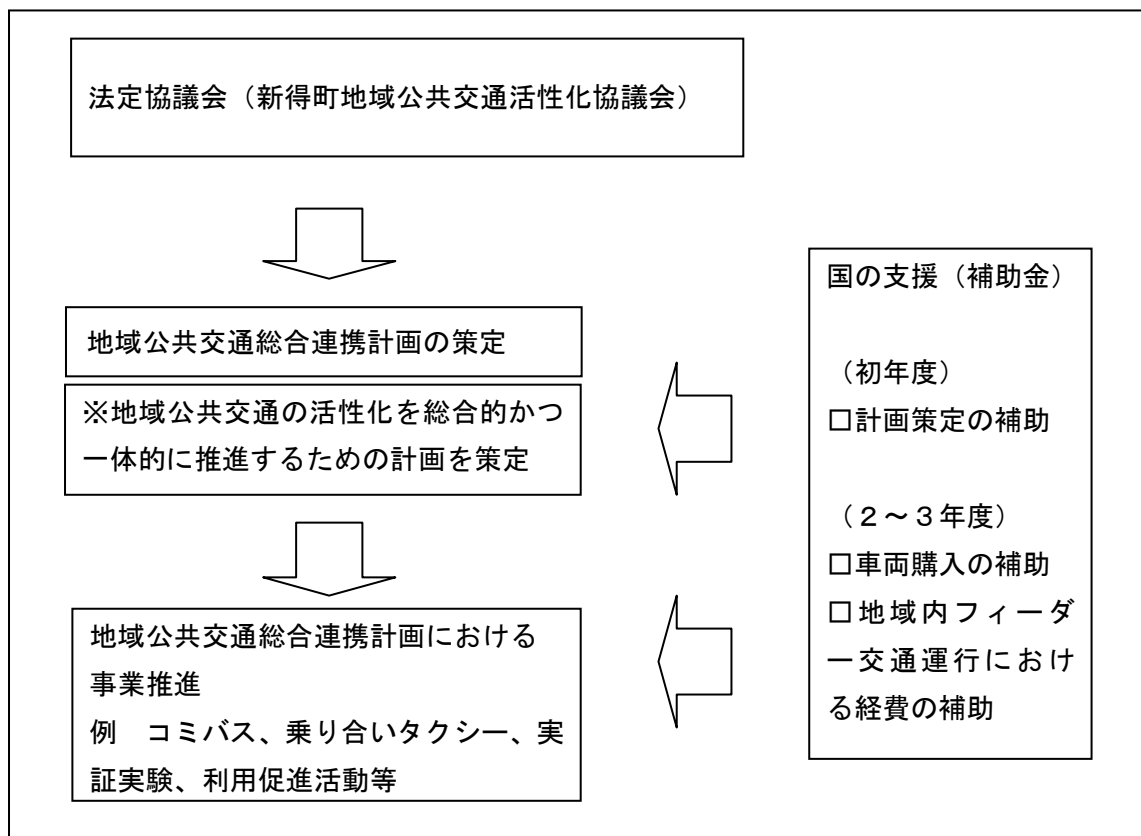
平成19年10月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、地域合意形成による地域公共交通活性化再生に向けた環境整備がされました。

この制度は、この法律に基づき設立された協議会（法定協議会）が地域公共交通総合連携計画の策定、同計画に基づく事業の具体化の実現のために、地域におけるバス、乗合タクシー等の事業、公共交通利用促進等の多様な取り組みを、地域の合意に基づいて行うものです。

具体的には、地域の関係者（地域住民、公共交通事業者、町等）で構成する法定協議会が行う、地域公共交通総合連携計画の策定のための調査事業や、当該計画に基づいて実施される事業について、地方運輸局長が事業計画の認定を行い、国費による補助を行うものです。

この制度を利用し、平成24年度は、地域公共交通調査事業補助の申請を行い、新得町における公共交通のあり方を検討するため、実証運行や町民の交通ニーズに係るアンケート等を行い、その結果を参考とし地域公共交通総合連携計画を策定します。

(2) 計画の策定と実施



(3) 今後の予定

- H24年 2月 第1回協議会（規約制定、予算案など）
3月 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付申請
5月 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付決定
6月 第2回協議会（調査業務企画競争実施の公示など）
7月 調査業務企画競争実施
第3回協議会（企画競争の実施結果など）
9月 第4回協議会（実証運行、町民アンケートなど）
10月 実証運行と調査
- H25年 2月 実証運行と調査
3月 第5回協議会（地域公共交通総合連携計画策定）
4月 運輸局へコミュニティバス事業の申請
10月 コミュニティバス運行開始

2 平成24年度の取り組み事項について

(1) 現況交通実態調査

- ・市街地近郊（新得市街地、屈足市街地）および新得～屈足間の路線バスの利用状況の把握
- ・市街地及び近郊住民の買物・通院の交通手段（タクシー・自家用車等）の利用状況の把握
- ・医療機関の運行する送迎バス等の利用状況の把握

(2) 利用者ニーズの把握調査

- ・住民アンケートにより交通手段の利用状況とコミュニティバスの利用意向の調査（市街地及び近郊住民）

(3) 試験運行による調査

- ・市街地内及び新得・屈足間におけるコミュニティバスの利用ニーズを把握するための試験運行の実施

(4) 町内事業者へのヒアリング調査

- ・交通事業者やスーパー、医療施設等、さらにはリゾート施設を対象とする交通ニーズのヒアリング調査

(5) 地域公共交通総合連携計画素案の策定

- ・上記の調査結果などから、将来にわたって安心して住み続けられるまちづくりの公共交通のあり方や、必要なサービスと利用促進のための方策（事業）を検討する。

3 新得町地域公共交通活性化協議会予算（案）について

(1) 平成23年度予算 なし

(2) 平成24年度予算（案）

【 歳 入 】

(単位：千円)

款	項	目	金額	備考
1	負担金	1 負担金	2,830	町負担金
2	補助金	1 補助金	5,000	地域公共交通確保維持改善事業補助金
3	繰越金	1 繰越金	0	
4	諸収入	1 諸収入	0	バス利用運賃
合計			7,830	

【 歳 出 】

款	項	目	金額	備考
1	運営費	1 会議費	0	
		1 事務費	100	消耗品費、郵送料等
2	事業費	1 事務費	7,730	・総合連携計画策定委託料 ・実態調査、ニーズ把握調査 ・試験運行経費
3	予備費	1 予備費	0	
合計			7,830	